

平成27年2月10日

## まちづくり委員会資料

平成27年第1回定例会 専決処分報告の説明

報告第1号

市長専決処分第6項 和解について

まちづくり局

# 報告 和解について

## 1 相手方及び和解内容

| No. | 相手方   | 未払状況   |           | 支払計画 |                    | 家賃月額     |
|-----|-------|--------|-----------|------|--------------------|----------|
|     |       | 未払月数   | 未払家賃      | 回数   | 分割支払月額（内）最終回       |          |
| 1   | ** ** | 12 箇月分 | 328,900 円 | 22 回 | 15,000 円（13,900 円） | 30,100 円 |
| 2   | ** ** | 19 箇月分 | 503,300 円 | 26 回 | 20,000 円（3,300 円）  | 17,800 円 |
| 3   | ** ** | 21 箇月分 | 525,000 円 | 18 回 | 30,000 円（15,000 円） | 18,100 円 |

## 2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。（民事訴訟法第275条第1項）

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

## 3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

## 4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

## 5 和解成立件数

平成24年度 59件、平成25年度 37件、平成26年度 12件